

【想定出題趣旨速報】

2025 年度慶應義塾大学ロー入試 上 3 法

作成：The Law School Times 編集部

【憲法】

防御権としての「集会…の自由」は、21条1項により保障されている。市民会館については、地自法244条1項及びC条例10条から、ランコントロールについては伝統的パブリックフォーラムに当たること及び条例11条の原則論から、防御権としての集会の自由が制約されていることを説得的に論じることが求められる。

また、正当化では、制約態様、集会の態様を予備内容に注目して、説得的に違憲審査基準を導くことが求められる。

処分①は、旗、のぼり、プラカード、立て看板の持ち込みを禁ずる条例5条に違反していることも考慮して、条例6条、11条違反を根拠とするものである。条例5条のうち市民会館について定める部分は、内容中立規制であるもの、事前規制であること、実質的な全部規制であって、他に有効な代替的な伝達経路を想定できないことを重視すれば、制約は強固といえる。条例6条のうち市民会館について定める部分は、事前規制であること、内容規制であることを重訴すれば、制約態様は強固といえる。11条については、集会の自由の高価値性から、「公の秩序をみだすおそれがある場合」について、合憲限定解釈をすることが求められる。

処分②は、6条違反を根拠とするものである。ランコントロールでなくとも、谷集会のように供するところがあるのならば、制約態様は弱いといえるが、そのような事情はない。条例6条のうちランコントロールについて定める部分は、事前規制であること、内容規制であることを重訴すれば、制約態様は強固といえる。

個別具体的検討では、検討対象が多いことから、簡潔で核心を突いた検討を行うことが求められる。

参考

条例の目的	これらの施設を管理する条例であって、当該施設の保全及び秩序の維持を図り、もって公務の円滑な遂行に資すること	目的審査
5条	施設において、旗、のぼり、プラカード、立て看板を持ち込む行為を禁止	事前規制。内容中立規制。実質的な全部規制。
6条	特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で集会を行うことを禁止	事前規制。内容規制。大会議室については実質的な全部規制。
7条	B施設管理者(A市市長)がBの管理上特に支障があると認める行為については、その使用を緊急に禁止することができる	事前規制。内容中立規制。(内容着目規制として引用)
10条	市民会館について、地方自治法224条の趣旨を踏まえて、市民に集会かつ地域社会の文化の向上を図るため設置されたものの場を提供することを通じて、福祉を増進し、集会室(大は200名、小は30名収容可能。全部で30の集会室がある)を利用することができる。	制約の有無で使う
11条	市民会館の許可に関して、原則として申請を受けた集会室のキャパシティに問題がないかぎり先着順で利用許可を与えるものとし、例外的に、「公の秩序をみだすおそれがある場合」には、許可を与えてはならない。	原則は、制約の有無で使う。 原則の制約は、内在的制約として正当化。 例外は、事前規制。合憲限定解釈を行う。

以上

【民法】

全体について

今年度の民法の問題は、賃貸人（A）の債権者（C）がAの賃借人（B）に対する将来の賃料債権（乙債権）を差押えようとした場合において、それぞれ設問(1)~(3)までの事情があった場合Bは、Cに対する支払いを拒むことができるかという設問である。

いくつかの最高判例を元に本件の場合にどのように考えていくべきかという現場思考的な要素も多く難しい問題であったと思われる。

設問1について

設問1は、Cが乙債権を差し押さえる前に、AがDとの間で乙債権の債権譲渡契約を締結し対抗要件を具備している場合に、その後Cが乙債権を差し押さえたときBがCに対する支払いを拒むことができるのかという問題である。その際には、AD間の契約では、BからDへ賃料が支払われる都度、Dは自己の取り分の3割を差し引いたうえで残額を乙債権の売買代金としてAに譲渡するという契約の内容に着目し自分なりの解答を導いていく必要があるだろう。

問題の検討に当たっては、最高裁平成10年3月24日の差押後の賃借人の地位の譲渡の対抗力の判例などが参考になるだろう。すなわち、本問では、差押えより前にAD間の譲渡契約が成立しているため、この点を重視するとAD間の譲渡はCの差押えに対抗できることとなり、BもCの支払いを拒むことができることになる。

しかし、上述したAD間契約の性質に着目し、AD間の契約は毎月賃料債権が発生する都度に各債権ごとにAからDへと当該債権が移転する契約であると考えれば、差押え後に発生した賃料については、差押えに対抗できなくなると考えることもできるだろう。

加えて、本問では、Cとしては、AD間の契約は、Cによる差押を免れるための形式的な契約にすぎないと考え虚偽表示（94条1項）であると主張することも考えられるだろう。しかし、この場合には、Dが取り分として賃料の3割を取得している点に留意する必要がある。

また、AD間の契約は、AがCを害することを知ってした契約であり、受益者であるDも悪意であるから詐害行為取消請求も成立するだろう。

なお、Eは既に抵当権設定登記も完了しており、AD間の譲渡はEに対抗することはできないだろう。

設問2について

設問2は、Cによる乙債権の差押えがなされた後に、Aが賃借人であるBに土地と建物を売却した場合にBがCの請求を拒むことができるかという問題である。

まず、Bは、建物の購入に伴って賃貸人の地位を取得しており、混同によって乙債権は消滅したと主張していくことになるだろう。これについては、最高裁平成24年9月4日の判例が参考になる。

当該判例は、「賃料債権の差押えを受けた債務者は、当該賃料債権の処分を禁止されるが、その発生基礎となる賃貸借契約が終了したときは、差押えの対象となる賃料債権は以後発生しないこととなる。したがって、賃貸人が賃借人に賃貸借契約の目的である建物を譲渡したことにより賃貸借契約が終了した以上は、その終了が賃料債権の差押えの効力発生後であっても、賃貸人と賃借人との人的関係、当該建物を譲渡するに至った経緯及び態様その他の諸般の事情に照らして、賃借人において賃料債権が発生しないことを主張することが信義則上許されないなどの特段の事情がない限り、差押債権者は、第三債務者である賃借人から、当該譲渡後に支払期の到来する賃料債権を取り立てることができないというべきである。」と判示しており、基本的に混同による乙債権の消滅が認められるが、信義則に反する特段の事情の有無を検討していくこととなる。

本問では、AがCによる差押えを免れるために差押え後にBへの売却を計画していることから判例と異なり特段の事情があると結論付けることも十分ありうる。

また、本問でも、詐害行為取消請求ももんだいとなると、その際にはAが相当の対価として売却代金を得ていることから424条の2についても検討することになるだろう。

設問3について

本問は、相殺予約の合意がなされている場合に、差押え後にこの合意に基づく相殺がされた場合、Bは、Cの請求を拒むことができるかという問題である。相殺予約の合意がA、B、Fの三者間でなされているという点が本問における特殊な事情として認められる。

この検討に当たっては、最高裁昭和39年12月23日の判例が参考になる。この判例は、一般的な2者間での相殺合意について、「債権者債務者間に生じた相対立する債権債務につき将来差押を受ける等の一定の条件が発生した場合に、右双方の債権債務の弁済期如何を問わず、直ちに相殺適状を生ずるものとし、相殺予約完結の意思表示により相殺を為し得るとする原判示の如き相殺の予約は、差押当時現存していた債権につき、差押を契機として、当時相殺適状に達していないのに拘らず、また、両債権の弁済期の前後を問わず、直ちに相殺適状が発生したものとして相殺により被差押債権を消滅せしめんとするものであるが、かかる特約は前示民法五十一条の反対解釈上相殺の對抗を許される場合に該当するものに限つてその効力を認むべきである。」と判示している。

したがって、本件の相殺予約がCの差押えに優先するかは、本問の相殺予約の合意と民法511条との関係を検討することになる。そうすると、三者間の契約ではあるもののFの債権は「差押え前に取得した債権」にあたることができる。もっともFの債権は、大さん債務者が取得した債権ではなく「差押え前に取得した債権」に当たらないということもで

きる。この点は、どちらの結論をとっても自分なりに説得的な論述ができていれば問題はないだろう。

また、本問も詐害行為取消請求を検討することもできるだろう。その際には、相殺によってFの債権が消滅しているから424条の3を検討することになる。

以上が今年度民法の出題趣旨予想であるが、上述のとおり本問は非常に難問であり、様々な検討の余地があるものと思われるため、上記は限りある時間の中で検討した結果にすぎず、上記以外の検討の余地も十分あり得るものであることに留意されたい。

以上

【刑法】

設問1について

甲乙丙が窃盗について順次共謀を経たのち、強盗については共謀がなかったにも関わらず、甲が自らの判断において、窃盗のために侵入した在宅中のAに対して脅迫したのち、300万円を強取した事案について、甲乙丙の罪責を論じる問題であった。

論点としては、①共同正犯の成立要件、②共謀に基づく実行行為の有無（共謀の射程）、③順次共謀の成否（論じなくてもよいと考えられる。）、④共犯の錯誤、⑤部分的犯罪共同説等の理解が問題になりうる。

結論としては、甲に強盗罪が成立し、乙と丙との間では窃盗罪の範囲で共同正犯が成立し、乙には、窃盗罪が成立し甲と丙との間で共同正犯、丙には窃盗罪が成立し、甲と乙との間で共同正犯が成立とするのが妥当であろう。

設問2について

A宅に侵入し、現金があるのではないかと思い、物色するために筆筒に近寄ろうとした甲が、急遽帰宅してきたAから隠れるために1時間ほど屋根裏部屋に隠れ、その後、A及び駆け付けた警察官Bに発見され、逮捕を逃れるためにナイフをBを突きつけ、もみ合いの結果、Bの行為によってAが傷害を負った場合における甲の罪責を論じる問題であった。

論点としては、①窃盗の実行の着手、②「窃盗」に窃盗未遂犯を含むか、③窃盗の機会性、④事後強盗における「暴行」「脅迫」の意義、⑤「強盗」に強盗未遂犯が含まれるか、⑥強盗の機会性、⑦傷害結果との因果関係、⑧強盗致傷罪の既遂未遂の区別の理解が問題となりうる。

結論としては、甲に強盗致傷罪が成立すると考えられる。

全体について

本問は、論点を把握していれば、十分高得点を狙える問題であった。しかし、論じるべき点が多く、時間配分との戦いであったと言える。また、設問2については、強盗の機会と因果関係の問題を区別できていなければ、正しい論述をすることは難しかったのではないと思われる。

民法ほど評価が大きく分かれる事実は少なかったものの、予備論文式試験を程度の問題処理能力が必要である。多くの論点を適切な分量で論じられたかが、大きく点数を分けるポイントとなる試験であったと考えられる。

以上